

ノーモア・フクシマ「いわき市民訴訟」仙台高裁の判決に当たり 全国の皆さんに署名への取り組みを緊急にお願い致します

2022年12月

いわき市民訴訟原告団 団長 伊東 達也
福島原発被害弁護団

共同代表 小野寺利孝
鈴木 堯博
広田 次男

1. いわき市民訴訟について

いわき市は人口30万人都市としては第一原発に最も近く、事故直後18万人を超える市民が一時避難し、事故直後は最大2万4千人の強制避難者が住みました。

様々な被害を受けた市民1574人が2013年に国と東電を訴え、一審は勝利判決を勝ち取りました。

2. 仙台高等裁判所第2民事部の審理について

いわき市民訴訟は2022年3月25日に仙台高裁で第1回裁判が始まりましたが、小林裁判長が短期結審を目指すとして、専門家証人と原告本人の尋問を認めないとする一方で、第3回・第4回弁論で、原告側に国の加害責任と被害の実相について、裁判官を説得できる弁論をするよう求めました。

小林裁判長は、11月29日の結審弁論で、判決日を事故発生から12年目の前日となる3月10日に指定しました。かくして、6月17日の最高裁の不当判決が出てから、全国の高裁における最初の判決になることになりました。

今後続く裁判と原発なくせなどに取り組んでいる皆さんに大きな影響を与える判決となります。

3. 「3.10判決」へ向けて

私たちは、最高裁判決を乗り越える判決を勝ち取るために、残された時間はわずかですが、団体（場合によっては個人）の緊急要請書（別紙）提出運動に取り込むことになりました。一方的なお願いのうえに年末・年始の何かとお忙しいところではありますが、事情勘案していただきましてご協力を重ねてお願い致します。

送付先（着払いをお願いします）

〒970-8026 いわき市平字北目町 39 の 11 伊東達也

電話 0246・23・0488 又は 090・8788・4420

FAX 0246・21・9246

〒110-0015 東京都台東区東上野 3 丁目 28 番 4 号 上野スカイハイツ 504 号

福島原発被害弁護団 笹山 尚人

電話 03・5812・4671

FAX 03・5812・4679

◆ 第 1 回提出日：1 月 30 日（月） 1 月 28 日（土）まで届いた分

第 2 回提出日：2 月 28 日（火） 2 月 25 日（土）まで届いた分

ノーモア・フクシマ「いわき市民訴訟」 最高裁判決を克服する判決を求める緊急要請

仙台高等裁判所第二民事部

裁判長 小林 久起 様

裁判官 鈴木 桂子 様

裁判官 山崎 克人 様

事故発生から 12 年目の前日となる 2023 年 3 月 10 日の判決言渡しに当たり、裁判官の皆さまに対し、下記のとおり心からの要請をいたします。

記

2022 年 6 月 17 日、先行した 4 件の訴訟に対して最高裁判所は、国の法的責任を否定する不当判決を出しました。

この判決は「今後は、国が想定した以上の大きな地震・津波が来ても、国にも電力会社にも責任はないので国民は受忍せよ」と言っているに等しいものです。

さらに、このままでは「福島原発事故がなぜ起きたのか」という司法への問いへの答えは、永遠に閉ざされてしまいます。

「国に責任なし」という誤った司法判断は、私たち福島県民はもとより、国民にとっても納得できるものではなく、到底受け入れることはできません。

原発事故を二度と発生させないためにも、また、全ての被害者の救済を実施させるためにも、裁判で国の責任を認めることが必要不可欠です。

いわき市民訴訟の「3・10 判決」は、最高裁判決が出されてから全国の高等裁判所に係属している原発公害国賠訴訟で最初の判断になります。

この判決で「司法の独立と正義」を是非とも示してください。

○団体名または個人名

(団体代表者名 _____)

○住 所
